

定時決定における保険者算定の基準の追加

これまでの取扱い

これまでは、定時決定において、保険者算定ができる場合については「著しく不当であると認めるとき」の具体的な基準として、次のとおりとしていました。

- ① 4、5、6月の3か月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヶ月分の差額を一括して受けるなど、通常、受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ② 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③ 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合

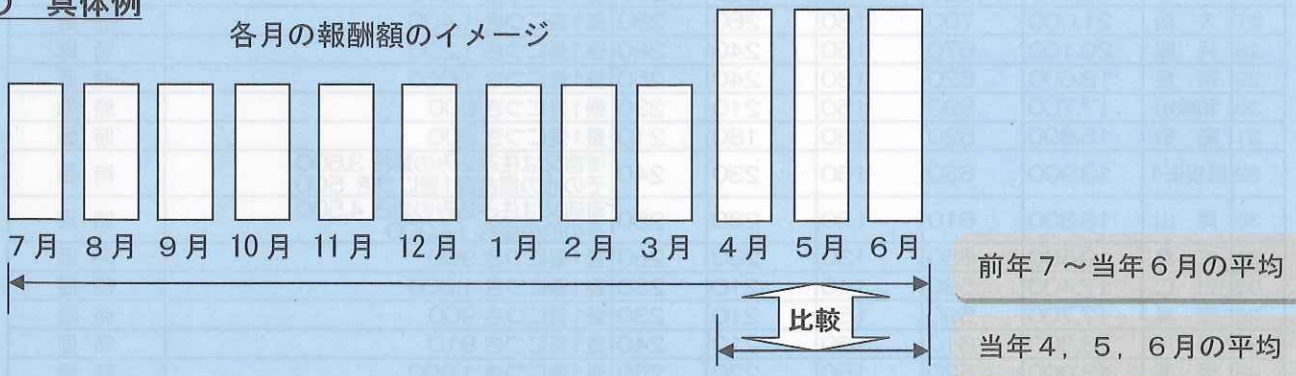
追加の内容

上記に加えて、平成23年4月1日から、以下の基準が追加となりました。

- ④ 「当年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合（いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。）

○ 具体例

各月の報酬額のイメージ



※このように比較し2等級以上の差があり、これが例年見込まれるれば、前年7月から当年6月の給与（年3回以下の賞与は含みません。）の平均額により標準報酬月額を算定します。

○ 届出方法

算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の資料を添付してください。（各様式については、お近くの年金事務所に確認してください。）

- ・業務の性質上例年見込まれるものである理由を記載した申立書
- ・被保険者の同意書
- ・当年の4、5、6月の報酬額等と前年7月から当年6月の報酬額等を比較した書類